

第2章

基本的な考え方

1 人権についての考え方

人権とは、国籍や信条、性別、出身、経歴、年齢などを問わず、地球上のあらゆる人々が、人として生きていくための固有の権利であり、誰もが等しく生まれながらに持つ権利です。

日本国憲法においては、「国民主権・基本的人権の尊重・平和主義」を三大原則として、「自由権」「平等権」「社会権」などが定められており、すべての人が尊重され、人間らしく生きる権利が保障されています。

これらの権利は、私たちの日々の暮らしと密接に関係しており、住居や進学先、就職先を決めるときはもちろんのこと、地域や近所との付き合い、学校・職場などの身近な生活環境など、あらゆる生活の場面で私たちを支えています。言い換えれば、人権が守られるということは、毎日の暮らしの中で、誰もが尊重され、差別を受けることなく、信条や生命を脅かされることのない、安全・安心な暮らしを営めることを意味しています。

このことを踏まえ、安八町は、すべての人が互いの生き方を尊重し、誰もが誇りをもって暮らすことのできるまちづくりを進めています。

2 安八町の現状と人権課題

安八町の人口は、令和7年10月1日現在14,409人と、5年前・令和2年の同時期に比べて376人（2.5％）減少しています。

このうち、男性は7,121人（49.4％）、女性は7,288人（50.6％）です。年齢階層別では、15歳未満が1,577人、15歳以上65歳未満が8,567人、65歳以上が4,265人です。15歳未満の年少人口の割合が低下する一方、15歳以上65歳未満の生産年齢人口と65歳以上の高齢者人口の割合が上昇しています。なお、高齢化率（全人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合）は29.6％となっています。

図表2－1 安八町の人口（令和7年10月1日現在）

区 分	0～14歳	15～64歳	65歳以上	合 計
男 性	814	4,430	1,877	7,121
女 性	763	4,137	2,388	7,288
合 計	1,577	8,567	4,265	14,409
比率（％）	10.9	59.5	29.6	100.0

資料：住民基本台帳

全国的にも、今後、高齢者人口が増加するものの、人口全体の減少が見込まれており、安八町においても同様に人口減少が進んでいくことが予測されます。

なお、安八町に居住する外国人は664人と、人口の4.6%となっています。国籍別では、ベトナムが226人と最も多く、次いで、中国が95人、インドネシアが62人などとなっています。

図表2-2 安八町に居住する外国人（令和7年10月1日現在）

区 分	ベトナム	中国	インドネシア	パキスタン	フィリピン	ブラジル	その他	合 計
外 国 人	226	95	62	53	49	36	143	664
比率（%）	34.0	14.3	9.4	8.0	7.4	5.4	21.5	100

資料：住民基本台帳

こうした特徴を持つ安八町においても、文化的背景の違いや世代間の意識の違いにより、人と人のつながりをつくるのがますます難しくなると考えられます。

安八町が令和7年に実施した「人権に関する町民意識調査」（以下「令和7年調査」といいます。）の結果を踏まえると、安八町における人権に関する現状と課題は次のとおりです。

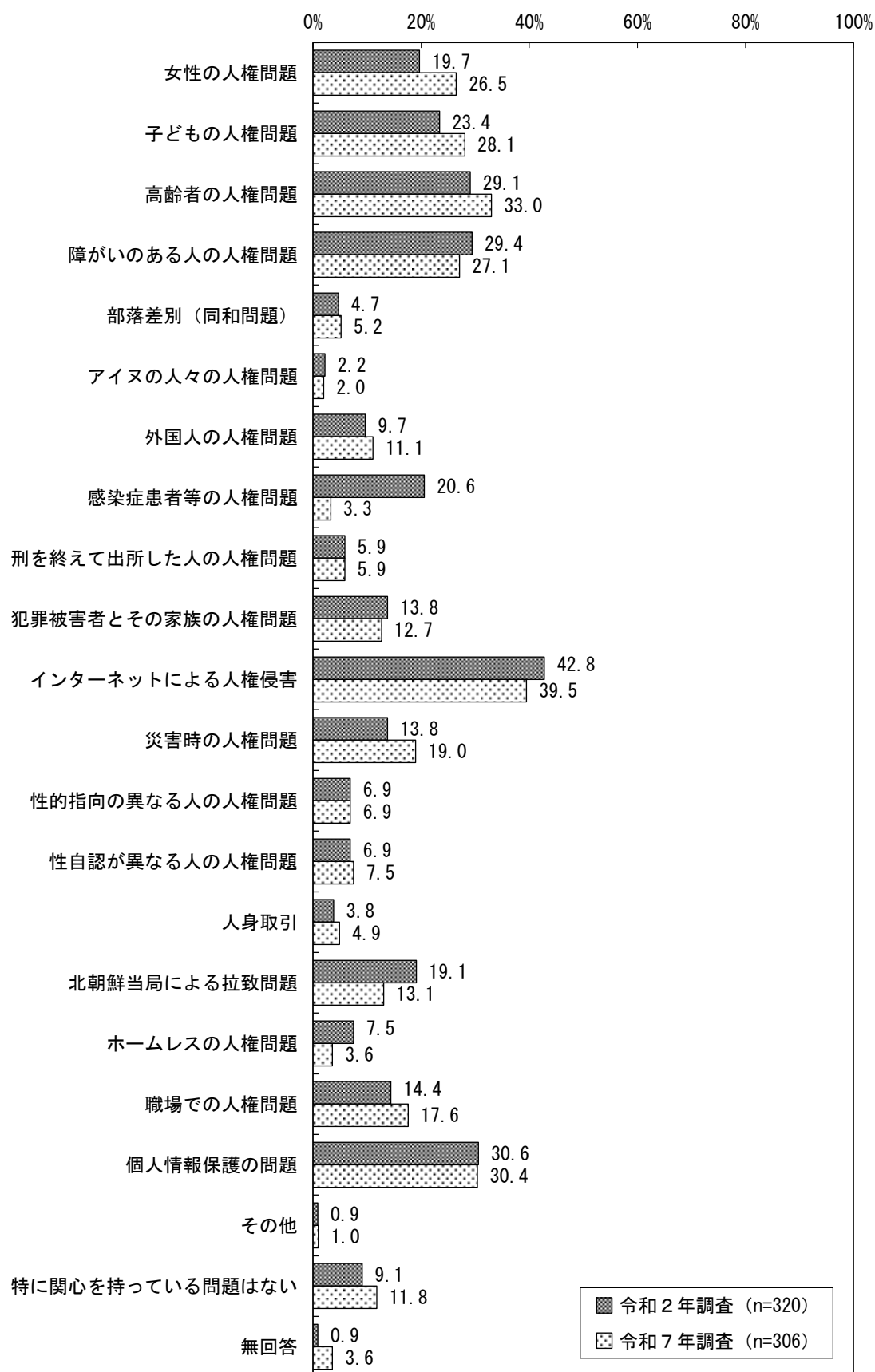
(1) 人権意識

人権は全ての人にとってかけがえのない権利であり、失うことがないようにしっかり身に付け、守り育てていかなければなりません。しかし、一般的に、人権を知る・学ぶことは難しいこと、自分とは無縁なことと受け止められてしまうことがあります。それだけに、安八町が人権尊重に根ざしたまちづくりを進めていくには、人権の考え方をよりわかりやすく紹介し、住民の人権に対する意識を醸成させていくことが大切です。

令和7年調査において、関心を持っている人権問題についてたずねたところ、「インターネットによる人権侵害」が39.5%と最も高く、次いで、「高齢者の人権問題」（33.0%）、「個人情報保護の問題」（30.4%）と、令和2年に実施した「人権に関する町民意識調査」（以下「令和2年調査」といいます。）と同程度の関心の高さがみられます。また、「子どもの人権問題」（28.1%）、「障がいのある人の人権問題」（27.1%）、「女性の人権問題」（26.5%）などの人権問題に対する関心も依然として高くなっています（図表2-3）。

また、性別や年代によって、人権が尊重されていると感じる人の割合や人権に関する理解度などに差があることもわかりました（図表2-4）。このようなことから、人権問題に対する関心をより一層高めていくとともに、性別・年齢を問わず、すべての住民が身近なところから人権に対する知識と理解を深めていく必要があります。

図表2-3 関心を持っている人権問題（令和2年調査との比較、複数回答可）



図表2-4 関心を持っている人権問題（性別・年齢別、複数回答可）

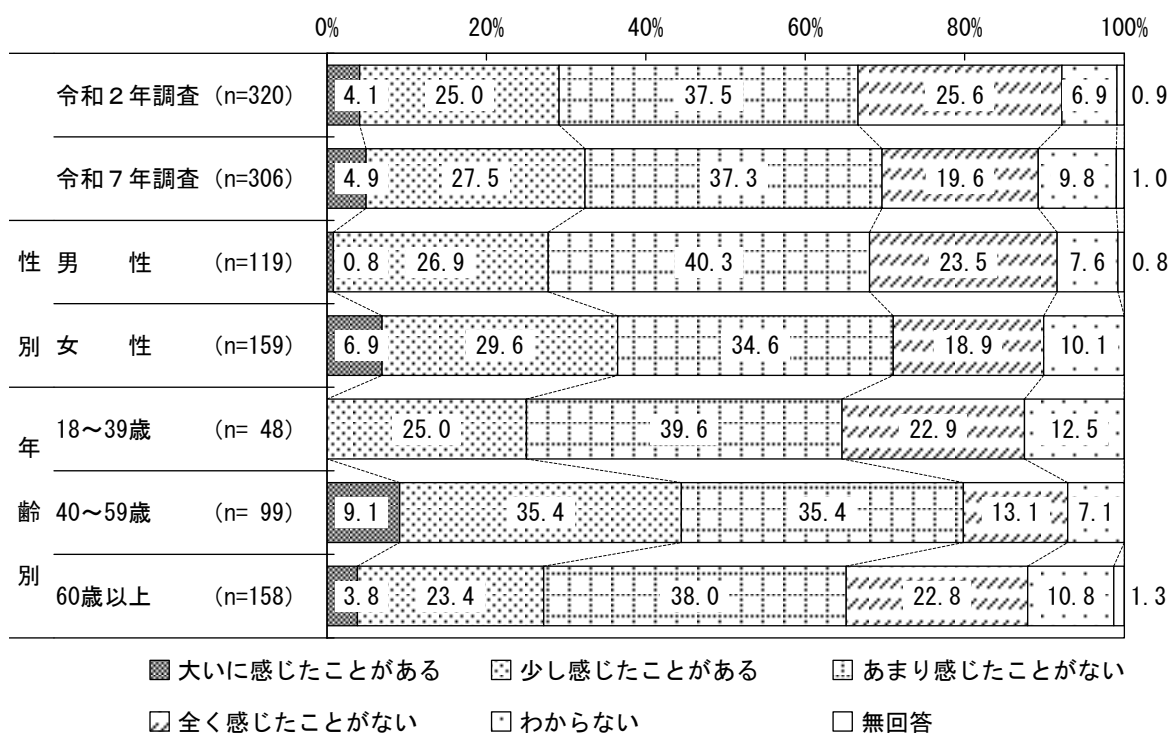
区 分		n	女性の人権問題	子どもの人権問題	高齢者の人権問題	障がいのある人の人権問題	部落差別（同和問題）	アイヌの人々の人権問題	外国人の人権問題	感染症患者等の人権問題	刑を終えて出所した人の人権問題	犯罪被害者とその家族の人権問題	インターネットによる人権侵害
性別	男性	119	16.0	21.8	33.6	26.1	7.6	1.7	13.4	2.5	2.5	14.3	35.3
	女性	159	35.2	32.7	35.8	31.4	4.4	2.5	10.1	4.4	8.2	12.6	40.9
年齢別	18～39歳	48	27.1	35.4	12.5	16.7	6.3	2.1	16.7	4.2	8.3	20.8	52.1
	40～59歳	99	35.4	37.4	21.2	35.4	6.1	4.0	11.1	3.0	10.1	17.2	46.5
	60歳以上	158	20.9	20.3	46.8	25.3	4.4	0.6	9.5	3.2	2.5	7.6	31.6

区 分		n	災害時の人権問題	性的指向の異なる人の人権問題	性同一性障がい者の人権問題	人身取引	北朝鮮当局による拉致問題	ホームレスの人権問題	職場での人権問題	個人情報保護の問題	その他	特に関心を持っている問題はない	無回答
性別	男性	119	16.8	6.7	8.4	6.7	9.2	3.4	23.5	24.4	1.7	16.8	1.7
	女性	159	20.1	6.9	8.2	4.4	17.6	4.4	14.5	35.2	0.6	9.4	2.5
年齢別	18～39歳	48	18.8	10.4	16.7	14.6	14.6	4.2	25.0	29.2	－	12.5	4.2
	40～59歳	99	15.2	11.1	9.1	4.0	7.1	3.0	30.3	28.3	1.0	7.1	1.0
	60歳以上	158	21.5	3.2	3.8	2.5	16.5	3.8	7.6	32.3	1.3	14.6	4.4

(2) 人権擁護

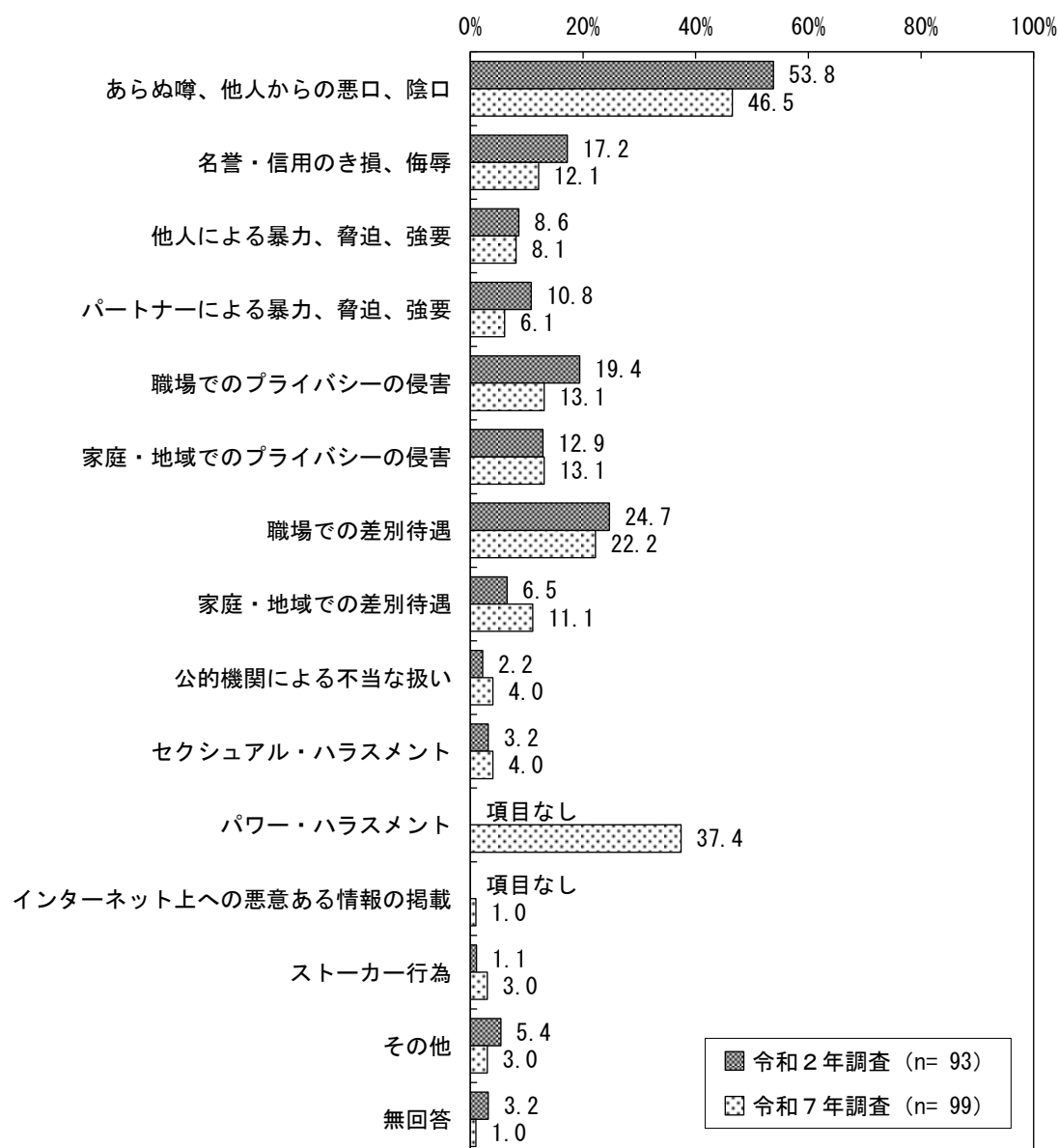
令和7年調査において、人権を侵害されたと感じたことがあるかたずねたところ、「大いに感じたことがある」(4.9%)と「少し感じたことがある」(27.5%)を合わせた《感じたことがある》が32.4%と、依然として3割程度あります。

図表2-5 人権侵害を受けた経験



その内容としては、「あらぬ噂、他人からの悪口、陰口」が46.5%と依然として最も高く、次いで、令和7年調査で選択項目に追加した「パワー・ハラスメント」が37.4%となっています。

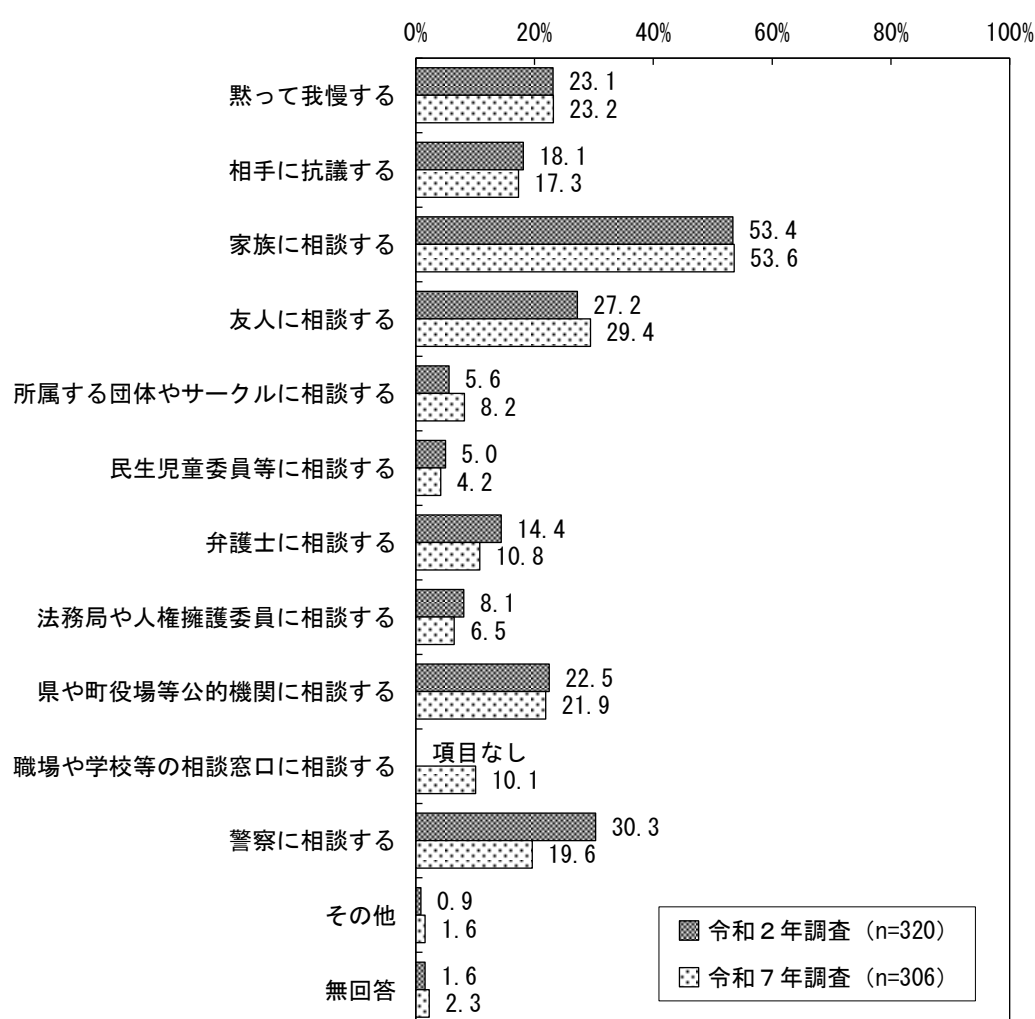
図表2-6 受けた人権侵害の内容（複数回答可）



人権侵害を受けたときの対応としては、「家族に相談をする」が53.6%と依然として最も高く、次いで、「友人に相談をする」が29.4%あり、「黙って我慢をする」も23.2%あります。

引き続き、住民の人権を守る仕組みを整えていくとともに、住民の人権を脅かす事態が発生したときには、迅速かつ適切に対応していく必要があります。また、人権侵害を受けた人や社会的に弱い立場に置かれた人に対して、その人たちが直面する状況を考慮したきめ細かな対応を進め、「黙って我慢をする」ことなどないようにしていく必要があります。

図表 2-7 人権侵害を受けた時の対応（令和2年調査との比較、複数回答可）



図表2-8 人権侵害を受けた時の対応（性別・年齢別、複数回答可）

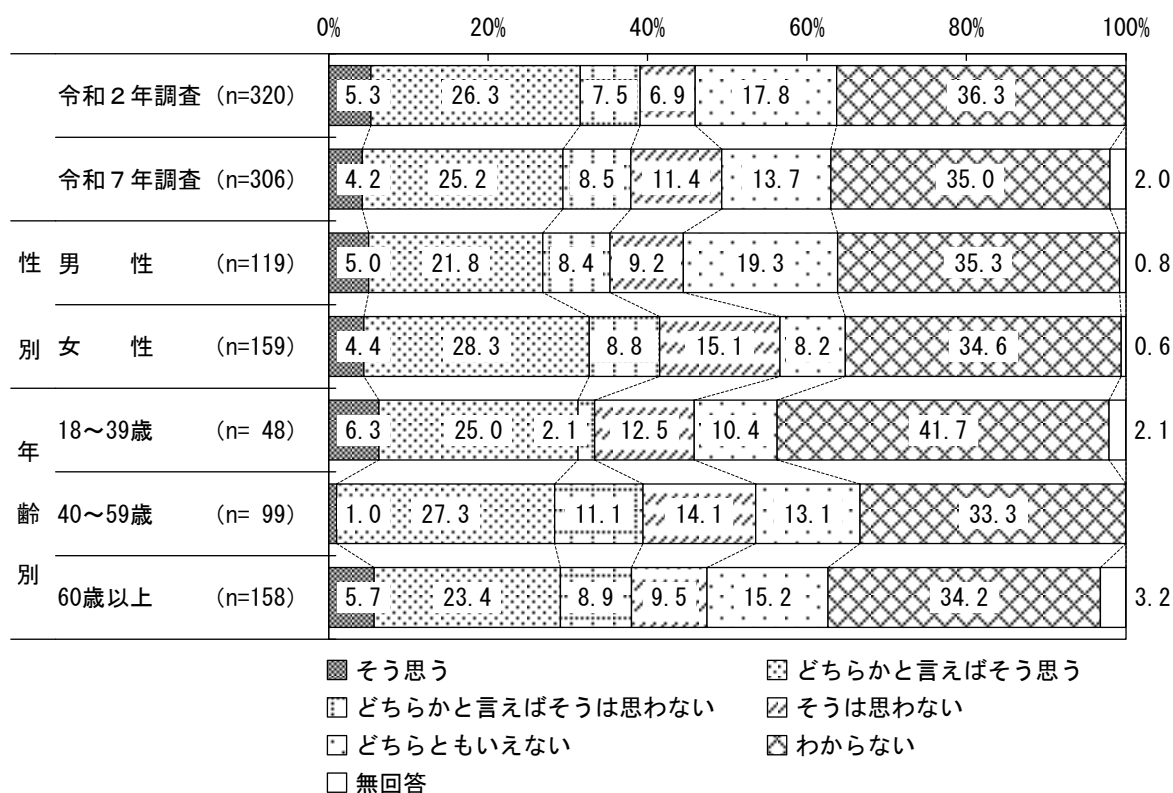
区 分		n	黙って我慢する	相手に抗議する	家族に相談する	友人に相談する	所属する団体やサークルに相談する	民生児童委員等に相談する	弁護士に相談する	法務局や人権擁護委員に相談する	県や町役場等公的機関に相談する	職場や学校等の相談窓口相談する	警察に相談する	その他	無回答
性別	男性	119	26.1	27.7	42.0	21.0	10.1	4.2	14.3	6.7	27.7	10.1	17.6	0.8	0.8
	女性	159	20.1	8.8	67.3	35.8	7.5	4.4	10.1	6.9	17.6	10.1	23.3	2.5	1.3
年齢別	18～39歳	48	29.2	22.9	45.8	33.3	8.3	—	10.4	10.4	8.3	14.6	6.3	2.1	2.1
	40～59歳	99	28.3	23.2	61.6	31.3	13.1	2.0	12.1	6.1	14.1	16.2	16.2	1.0	1.0
	60歳以上	158	18.4	12.0	51.3	27.2	5.1	7.0	10.1	5.7	31.0	5.1	25.9	1.9	2.5

(3) 人権施策の成果と課題

互いの人権を尊重するまちづくりを進めていくには、住民が主体となって、住民同士がふれあいを深め支え合う風土を、行政とともに醸成していかなければなりません。このことは、多様な人が集まる安八町において重要なことです。そのため、安八町においては、より総合的な解決に向けて取り組んできました。

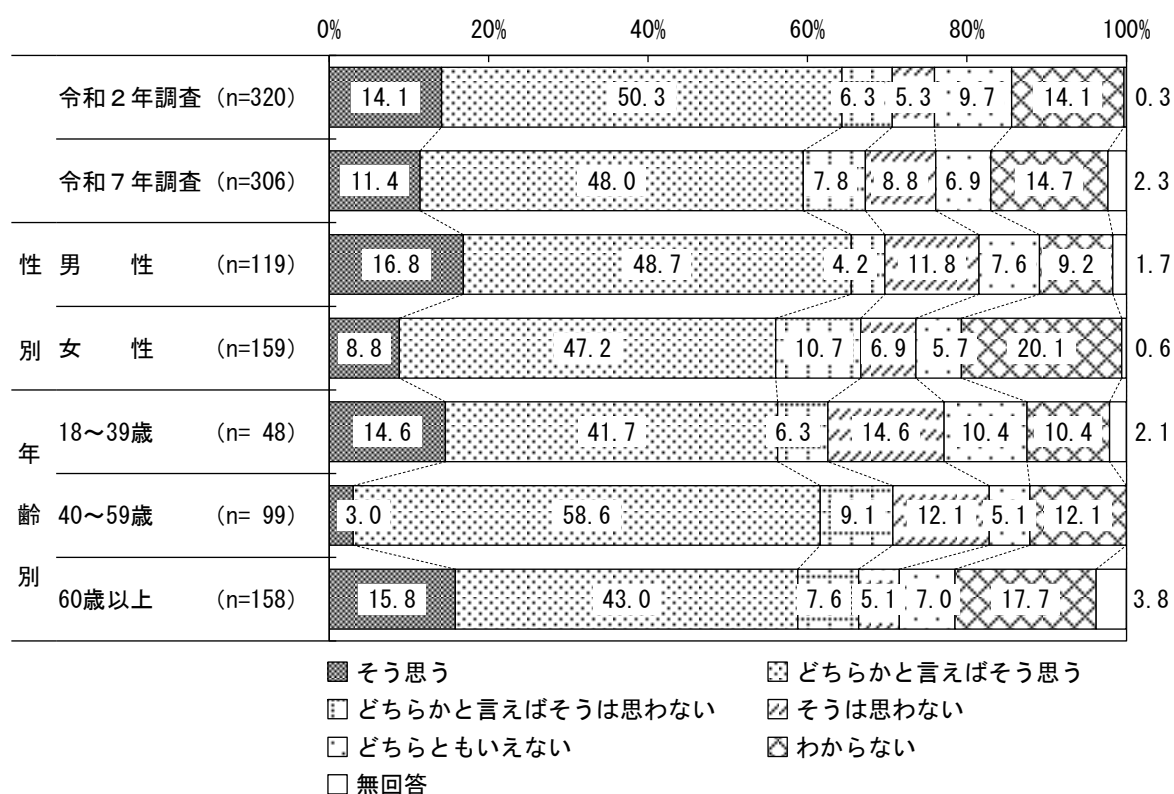
令和7年調査において、一人ひとりの人権意識が5年前に比べて高まっていると思うかたずねたところ、「そう思う」（4.2%）と「どちらかと言えばそう思う」（25.2%）を合わせた《高まっていると思う》が29.4%と、依然として3割程度を占めています。一方、「そう思わない」（11.4%）と「どちらかと言えばそう思わない」（8.5%）を合わせた《高まっていると思わない》は19.9%となっています。ただし、「どちらともいえない」が13.7%、「わからない」が35.0%あり、施策の成果が町民一人ひとりに十分共有されていないと考えられます。

図表2-9 5年前と比較して人権意識は高まっているか



また、身近なところで一人ひとりの人権が守られていると思うかたずねたところ、「そう思う」（11.4％）と「どちらかと言えばそう思う」（48.0％）を合わせた《守られていると思う》は59.4％と、依然として6割程度を占めています。一方、「そう思わない」（8.8％）と「どちらかと言えばそう思わない」（7.8％）を合わせた《守られていると思わない》は16.6％となっています。

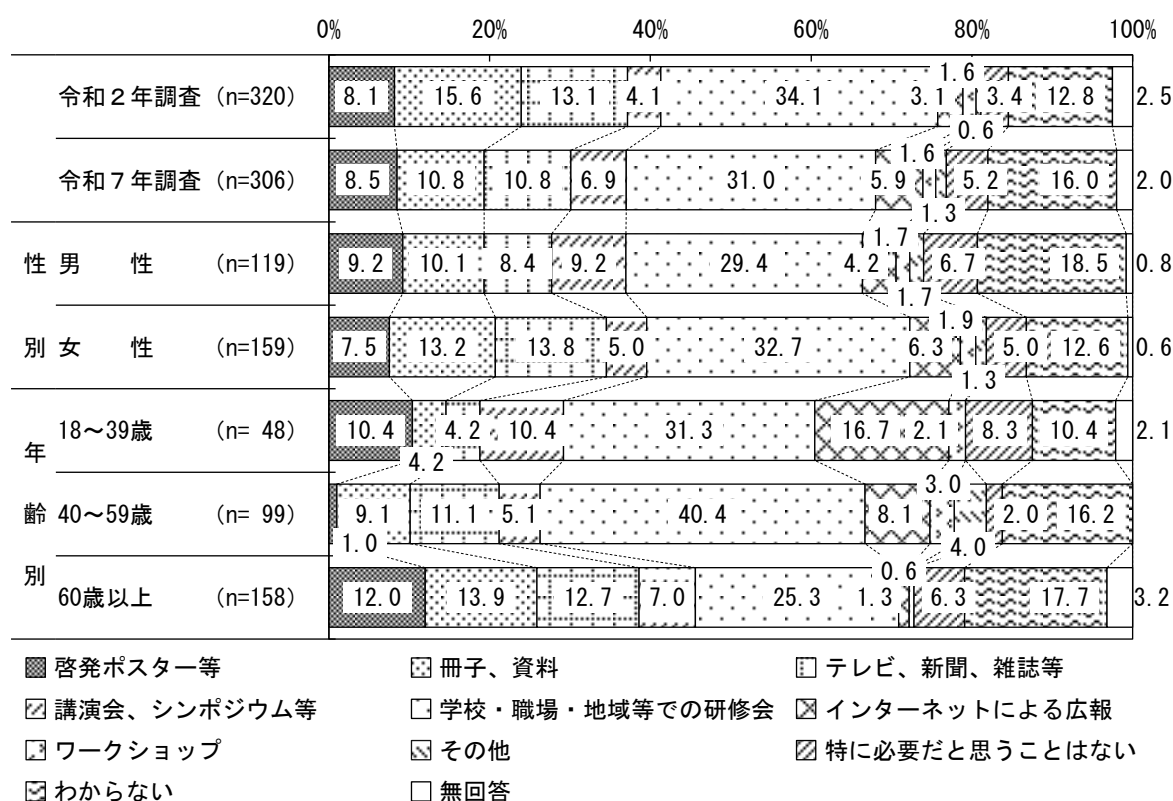
図表2-10 一人ひとりの人権が守られているか



さらに、一人ひとりの人権意識を高めるために必要なことについてたずねたところ、「学校・職場・地域等での研修会」が31.0%と最も高く、このほかは、「わからない」が16.0%となっています。

このようなことから、引き続き、行政として、広報・啓発活動に努めるとともに、横断的な体制づくりを進め、学校・職場・住民と協働して、人権尊重に向けた総合的な施策を充実・展開していく必要があります。

図表2-11 人権意識を高めるために必要なこと



3 基本理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

安八町が、誰にとっても安全・安心で、誇りをもって暮らすことのできるまちとなるには、住民一人ひとりが自らの権利を知り、それと同時に、他人の権利も等しく尊重する環境を育てなければなりません。

互いの権利を認め合う環境をつくることにより、誰もがその人らしく生きることができるようになります。互いの人権を尊重しながらも、自分らしい暮らしを誰もが営んでいくことにより、地域の中で互いを支え合うおもいやりのまちが生まれます。

このような考えに基づき、次の基本理念を掲げます。

住民一人ひとりが、互いの人権を尊重するおもいやりのあるまちづくり

4 基本理念の実現に向けて

基本理念を実現させていくためには、全町をあげて、総合的に安八町の人権に関する課題の解決に取り組んでいくことが大切です。

そのためには、まず住民の人権に対する意識の高揚が欠かせません。誰もが人権への理解を深め、互いをおもいやり尊重することの重要性と意義を分かち合うことは、「おもいやりのあるまちづくり」の土台を築いていくことにつながります。

人は、日々の暮らしの中で自分では解決できない悩みや不安を抱えることがあります。そのような人たちが安心して相談できる体制の整備が必要です。それと同時に、万が一、人権侵害が発生した場合に迅速に対処できる体制づくりを推進し、すべての住民の人権が守られる、安全・安心なまちづくりを進める必要もあります。

また、人権侵害を受けた人たちや社会的に弱い立場に置かれた人たちが自分らしい暮らしを取り戻すには、多くの時間と労力を要するものです。そこで、個人の自立支援を目的とした体制の充実を図り、すべての人がその人らしい生き方を歩める環境づくりに取り組みます。

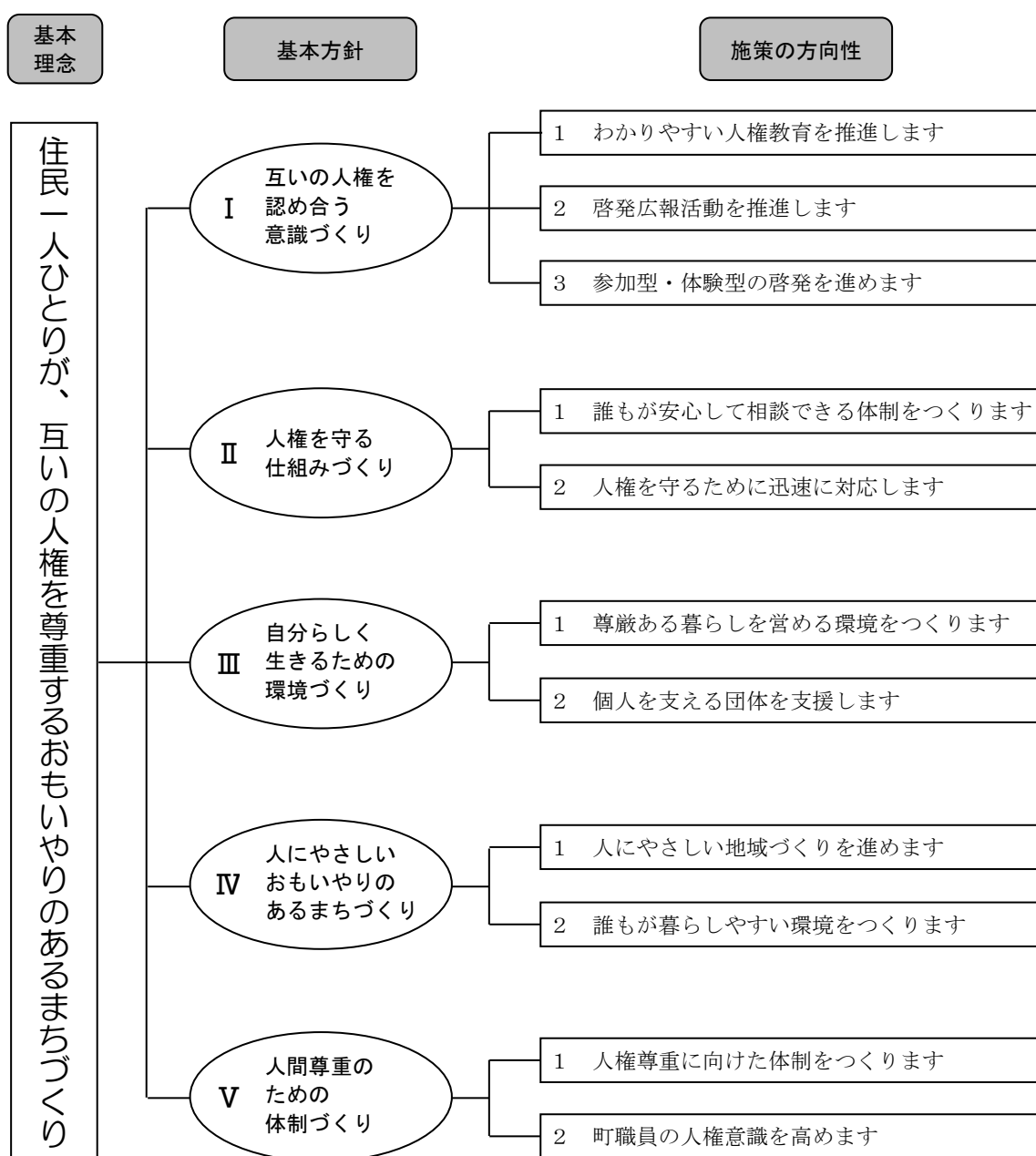
地域の住民同士のコミュニケーション不足により、人権侵害となる可能性のある問題を見過

ごしてしまうことも少なくありません。そのため、事態の深刻化を未然に防ぐには、地域のつながりをより一層深めていくことが大切です。

これらの課題を解決し、安八町がより人権を尊重するまちとなるには、行政の体制を整えるとともに、地域のつながりを深めるため、人権意識の醸成と住民活動の活性化を図る施策を円滑に推進していくことが肝要です。

これらを踏まえ、基本理念の実現に向け、次の5つの基本方針を掲げます。

■安八町人権施策推進指針の体系図



また、基本理念の実現に向け、次の目標の達成をめざします。

■安八町人権施策推進指針の数値目標

一人ひとりの人権意識が以前より高まっていると感じる町民の割合：40%以上

※令和7年度町民意識調査：「そう思う」（4.2%）＋「どちらかと言えばそう思う」（25.2%）より向上